

令和8年度福島県立高等学校入学者選抜

福島県立福島東高等学校 前期選抜募集要項

福島県立福島東高等学校
住所 〒960-8107
福島県福島市浜田町 12 番 21 号
電話 (024) 531-1551

1 アドミッション・ポリシー

福島東高等学校では、次のような生徒を求めています。

- ①大学進学を目指して深く学びたい生徒
- ②粘り強く物事をやり抜く力やコミュニケーション力、確かな学力を育んで社会に貢献したい生徒
- ③文武両道を実践し、充実した高校生活を送りたい生徒

2 実施学科及び募集定員

課程	学科名	募集定員	特色選抜 募集定員枠	一般選抜募集定員
全日制	普通科	240名	15%	募集定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 通 学 区 域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出 願 資 格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 志願してほしい生徒像

(1) 特色選抜

本校では『創造・協調・躍進』の校訓のもと、生徒の個性・能力に応じた教育の徹底を基本として文武両道を校是とし、学習と部活動を両立させながら、国公立大学を目指すことができる確かな学力を培うことを目標としている。以上のことを踏まえ、特色選抜においては、中学校における学習の記録が優秀で、大学等への進学という進路希望実現に向けて、入学後も学習と部活動との両立に積極的に取り組む意志が強固で本校のリーダーとなれる者で、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者を求めている。

I 型（運動部）：中学校における部活動や地域クラブ活動で積極的に活動し、引き続き本校の指定する部活動（運動部）でリーダーとして活動する意志を持った者

本校の指定する部活動

サッカー部（男） 柔道部（男・女） バスケットボール部（男・女） バレーボール部（男）
野球部（男） 陸上競技部（男・女） テニス部（男・女） ハンドボール部（男）

II 型（文化部）：中学校における部活動や地域クラブ活動で積極的に活動し、引き続き本校の指定する部活動（文化部）でリーダーとして活動する意志を持った者

本校の指定する部活動

合唱部（男・女） 吹奏楽部（男・女）

(2) 一般選抜

人物及び各学習の記録が優秀で、入学後も意欲的に学習を継続する意志の強固な者

6 併願の取扱い

志願者は、本校の特色選抜と本校の一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

7 WEB出願システムの利用

「令和8年度福島県立高等学校入学志願者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続等には、福島県立学校入学志願者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

なお、県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「15 出願資格申請」（4ページ）により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）
ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する場合がある。
- ② 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）
大会名等を記載する場合は、正式な大会名（調査書に準ずる。）を記入する。
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 特色選抜志願理由書（上記(1)②に同じ）
- ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了に相当すると本校校長が認めた者については、健康診断書の提出を免除する場合がある。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

9 出 願 手 続

出願手続については「令和8年度福島県立高等学校入学志願者選抜実施要綱」に定めるところによる。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

- ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。
なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。
なお、調査書については「11 調査書提出」（3ページ）に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午まで

- (2) 上記(1)以外の者
上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。
- (3) 本校校長は、志願情報及び提出された書類について精査し、出願受付期間内に、WEB出願システムにより出願を受理する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午まで

- (4) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類(様式4号)を提出すること。
- (5) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。
- ① 志願情報に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

(本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。)

【持参の場合】 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】 送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立福島東高等学校長

住所 〒960-8107

福島県福島市浜田町12番21号

10 出 願 先 変 更

出願先変更については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月13日(金)正午まで

11 調 査 書 提 出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票(様式5号)を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

12 受 験 票 の 印 刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

13 出 願 取 消

出願取消については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

14 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して本校校長に自己申告書（様式7号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、460円切手（簡易書留）を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式8号）を交付する。

15 出願資格申請

出願資格申請については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。県外等からの志願者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、申請期間内に持参又は送付により必要な書類を本校校長に提出し、出願資格を有することの承認を得る。

なお、該当する中学校長又は志願者は、手続を始める前に本校校長に連絡をすること。

【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

- (1) 申請方法

① 県外等からの志願者

中学校を経由して、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、760円切手（簡易書留・速達）を貼付した返信用封筒（定形）を併せて提出する。

ア 出願資格申請書（様式9号）

イ 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

② 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者

志願者が直接、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、760円切手（簡易書留・速達）を貼付した返信用封筒（定形）を併せて提出する。

ア 出願資格申請書（様式9号）

イ その他、本校校長が指示する書類

（保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類や学校教育における9年の課程の修了を証明する書類等）

※ 「保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類」の例

- ・ 市町村長が発行する「住民票の写し」（個人番号の記載がないもの）
- ・ 保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」等
- ・ 保護者の居住に関する中学校長等による「事由書」（任意様式）

- (2) 審査結果の通知

本校校長は、申請書等の内容を審査し、中学校長に連絡の上、送付の記録が残る簡易書留等により、「出願資格審査結果通知書」（様式10号）を中学校長を経由して、志願者に通知する。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、通知する。

また、審査の結果に関わらず、提出した書類等は返還しない。

- (3) 出願資格を有することを承認された志願者は、WEB出願システムに志願者基本情報登録を行う。
- (4) やむを得ない事情により、申請期間内に出願資格申請をできなかった者が、出願を希望する場合は、出願受付期間及び出願先変更受付期間に限り、出願資格申請を受け付ける。
- (5) 一度、出願資格を有することを承認された志願者がやむを得ない事情により他の高等学校に出願しようとする場合、あるいは出願先変更をする場合は、(1)～(3)に準じて新たな志願先の高等学校長の承認を得る。

なお、WEB出願システムにおいて既に志願者基本情報登録が済んでいる場合は、(3)は不要と

する。

16 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果、さらに特色検査（実技）の結果を併せて資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

① 学力検査

国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とし、県教育委員会が、同一の問題により県下一斉に実施し、学力検査の満点を250点とする。なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 特色選抜志願理由書

志願の動機・理由、高校生活への抱負、実技試験を受験する部活動の実績・記録等を本人が記入したもの。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は50点満点とし、合計185点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

④ 特色面接

特色面接については、個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

⑤ 特色検査

特色検査については、実技を実施する。実技については、65点満点とする。

⑥ 選抜資料の満点

全体の満点は、500点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

① 学力検査

「16 選抜方法・選抜資料 (1) 特色選抜 ① 学力検査」に定めるところによる。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は点数化しないが内容は精査する。

17 学力検査等の日時及び会場

(1) 学力検査

① 日 時

令和8年3月4日(水)

開 場：午前7時55分

集 合：午前8時10分まで

学力検査：午前9時～午後3時10分

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼 食	理 科	休	社 会	
(50 分)	(20 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(60 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	

② 会 場 福島県立福島東高等学校

③ 持ち物 受験票、上ばき、昼食、下足入れ（袋など）、筆記用具、消しゴム、コンパス、定規。

ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）、各辺の比が印字された三角定規は使用できない。また、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まない。

(2) 特色面接・特色検査

① 日 時

令和8年3月5日(木)

開 場：午前8時15分

集 合：午前8時30分まで

特色面接・特色検査：午前9時から午後12時30分まで

8:15 8:30 9:00 10:30 10:50 12:30

集合	諸注意	特色面接	更衣 準備	特色検査
----	-----	------	----------	------

※志願者数により時程は変更する場合がある。

※終了予定時刻は、令和8年2月27日(金)までに本校のWebサイトに掲載する。

② 会 場 福島県立福島東高等学校

③ 持ち物

ア 共通

受験票、筆記用具、上ばき（体育館シューズでも可）、水筒、
防寒着（ウィンドブレーカー等）

イ 各部活動指定準備物

部活動名	指定準備物
サッカー	すねあて、トレーニングウェア（中学校の運動着でも可）、 専用ソックス、 専用屋内用シューズ（体育館シューズでも可）
柔道	柔道衣一式
バスケットボール	トレーニングウェア（中学校の運動着でも可）、 専用屋内用シューズ
バレーボール	サポーター、テーピング用テープ、 トレーニングウェア（中学校の運動着でも可）、 専用屋内用シューズ
野球	グローブ、トレーニングウェア（中学校の運動着でも可）、 スパイクシューズと専用屋内用シューズ（体育館シューズでも可）
陸上競技	トレーニングウェア（中学校の運動着でも可） 専用屋内用シューズ（体育館シューズでも可）
テニス	硬式テニス用ラケット、トレーニングウェア（中学校の運動着でも可）、 テニスシューズ（種類を問わない）と専用屋内用シューズ（体育館シューズでも可）
ハンドボール	トレーニングウェア（中学校の運動着でも可）、専用屋内用シューズ
合唱	特になし
吹奏楽	受験する楽器（スネアドラム、マリンバは除く）、 スティック、マレット、 楽器のメンテナンス品（スワブ、バルブオイル等）

④ その他 II型（文化部）の特色検査の課題曲に関する連絡事項を、令和7年12月15日（月）以降に本校のWebサイトに掲載する。

18 追検査等の実施

当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

追検査等の対象となる志願者及び手続き等については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(1) 日 時

① 学力検査

令和8年3月10日(火)

開 場：午前8時10分

集 合：午前8時30分まで

学力検査：午前9時～午後2時45分

8:10	8:30	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45	17:00
集合	諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	特色 面接	特色 検査
		(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)		

② 特色面接・特色検査

令和8年3月10日(火)の学力検査終了後に行う。

③ 選抜の一部を受験する場合の日時は、中学校長を通して志願者に連絡する。

(2) 会 場 福島県立福島東高等学校

(3) その他 持参物については、「17 学力検査等の日時及び会場」のとおりとする。

19 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

(1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。

(2) 選抜結果発表期間の初日は午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校昇降口に掲示する。

(3) 合格者に対して合格通知書(様式13号)を本校昇降口で交付するので、選抜結果発表期間の初日の午後3時までに受験票を持参し、来校すること。

(4) 提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

20 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査(追検査を含む。)受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

21 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」(様式14号)を令和8年3月6日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで可否判定を行う。

※ 書類の提出及び交付は、原則として対面とする。

- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。
- (3) 入学辞退の手續
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式16号）を中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。
- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
提出する書類は次のとおりとする。
- ① 中学校卒業者及び卒業見込の者
原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式18号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
- ② 上記①以外の者
原則として年内に、本校に問い合わせること。
- (5) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。